

市民農園の使用心得

皆さんで気持ちよく利用できるよう、次のことを必ずお守りください。

知立市特定農地貸付要綱（抜粋）

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付けする区画は1区画あたり30㎡とし、1世帯につき1区画の貸付けとする。
- (2) 貸付期間は、4月1日から翌年3月31日までのうち、市長が指定する期間とする。
ただし、年度途中から貸付けする場合は、当該期間の残余期間内で指定する。
- 2 借受者は、市内に居住する非農業者であること。
- 3 借受者は、貸付農地において次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 建物又は工作物を設置すること。
 - (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
 - (3) 貸付農地の利用権利を転貸すること。
 - (4) 野菜、草花の栽培以外に利用すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、貸付農地の管理上、支障があると認められる行為。

- 利用区画内の耕作は借受者申し込み世帯の方で行ってください。
- 作物の残り、草、ごみなどは各自責任をもって処分してください。
- 農園敷地内での野焼きは禁止です。
- 常に除草をし、病害虫が発生しないようにしてください。
- 鶏糞や堆肥は悪臭にならないよう土に埋め込んでください。
- 通路等に私物を置かないでください。
- 農園内に個人の農道具入れ、肥溜め等の工作物は設置できません。
- 給水場の使用は以下を守ってください。
 - ・ゴムホースは使用できません。
 - ・使用後は必ず栓をしめてください。
 - ・農業用水のため飲めません。
- トイレは以下の場所を使用してください。
 - ・八橋市民農園・・・知立文化広場
 - ・来迎寺市民農園・・・来迎寺公園
 - ・上重原市民農園・・・弘法休憩所
- 自動車は駐車場に入れてください。
 - ・道路、農道等への駐車は厳禁です。
- 住所等に変更があった場合や、都合により農園の使用ができなくなった場合は、すみやかに市役所農政係へ連絡してください。
- 利用区画返還時には、原状復帰をしてください（土だけの状態にしてください）。

事業主体：知立市役所 経済課 農政係 TEL95-0153

農園管理：JAあいち中央 知立営農センター 市民農園担当 TEL81-1703